

高校入選用

東日本大震災により被害を受けたと認められる方に対する 入学者選抜手数料及び入学料減免について(お知らせ)

○ 山形市では、東日本大震災で被災した生徒を支援し、被災生徒の円滑な就学を図るため、山形市立商業高等学校の入学者選抜手数料の減免を実施しております。

○ 減免の対象者

山形市立商業高等学校の入学志願者で、次のいずれかの要件に該当する方

(1)東日本大震災により居住する家屋に被害が生じたことを市町村長が証明する方

(2)(1)以外で、平成23年3月11日以降福島県内に居住している方で、東日本大震災により山形県内に避難している、又は避難する予定である方

○ 減免の額 入学者選抜手数料の全額 2,200円

○ 申請方法及び申請書類

減免申請書及び減免対象の要件に応じそれぞれに定める書類を、申請期限までに提出願います。詳細は、別添「山形市立商業高等学校の入学者選抜手数料減免について」をご確認ください。 ※本校は「市立」高校のため「山形市長」あて申請が必要です。

○ 減免の申請期限及び提出先

(1)前期(特色)入学者選抜 令和7年12月5日(金)

(2)後期(一般)入学者選抜 令和8年1月19日(月)

(3)提出先 山形市立商業高等学校 事務室

※申請書類の受付は土曜日・日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までです。
(入学願書受付日の30日前まで)

○ 入学者選抜手数料を納入してしまった場合、本人からの請求により還付することができます。

○ 具体的な要件等の詳細につきましては、山商ホームページに掲載していますので、ご確認くださいませようお願いします。

○ 減免適否の通知

入学願書受付開始日までに減免の適否を記載した減免通知書を送付いたします。

減免承認された方は、入学願書の提出時に「山形市長」交付の減免通知書の写しを添付願います。

※「県」の免除通知書を提出された場合、減免は適用されませんのでご注意ください。

問合せ・郵送先：山形市立商業高等学校 事務室
〒990-2481 山形市あかねヶ丘一丁目9番1号
TEL 023-643-4115